

物品購入の制限付一般競争入札（電子方式）等に関する質疑応答集

質 問		回 答
入 札 参 加 資 格 登 録 等（ 業 者 登 録 ）		
1	制限付一般競争入札の参加資格について、建設工事においては、新規業者が登録後 3 年間は入札に参加できない待機期間がありますが、物品においても同様ですか。また、入札参加には、明石市における実績が必要ですか。	物品の入札において 3 年の待機期間はありません。 また、基本的には明石市における実績は必要なく、国、地方公共団体若しくはそれに準ずる機関（公社・公団・事業団等）における納入実績が必要となります。ただし、発注案件によっては、実績を必要としないものもあります。 ※ 詳しい実績内容については、発注案件毎の公告文中の参加要件内でお知らせしますので、必ずご確認ください。
2	入札参加資格の変更申請を行い、業種の追加を申請しました。その時点で、追加申請した業種の案件が公告されている場合は、すぐに入札への参加を申請することはできますか。	すぐに入札への参加を申請することはできません。 追加申請の内容が入札参加資格者名簿に登載（更新）以後に入札への参加を申請することが可能になります。 なお、名簿の更新は 2 か月（偶数月）毎に行っています。
入 札 参 加 申 請		
3	質問を提出したいのですが、提出ボタンがありません。どうすればよいですか。	質問を提出する場合は、入札情報サービスへのログインが必要です。 なお、公告文や仕様書の閲覧のみの場合は、ログイン不要で確認いただけます。
4	電子入札システムから入札への参加を申請しようとしていますが、「提出」ボタンが表示されず申請できません。どうすればよいのでしょうか。	公告文で定める入札参加要件のうち、①所在地区分、②業種、③指名停止期間でないことを全て満たしていないと入札への参加を申請することができません。 なお、入札参加申請がない場合は、入札書を送付することができませんのでご注意ください。（オープンカウンター方式の案件については参加申請が不要です。）
5	入札への参加を申請して資格通知により参加資格有りとなりましたが、入札書を送付しないことはできますか。	参加資格有りの通知を受けたあとに、入札書を送付しないことは可能です。電子入札システムによる辞退届の提出は任意とします。 なお、入札書を送付した後は、辞退、撤回はできませんのでご注意ください。

市 税 の 完 納		
6	公告文の入札参加要件に、「明石市税を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、明石市税の納税義務がありません。この場合には、入札参加申請を経た上で入札書を送付することはできないのでしょうか。	納税義務がない場合は、完納しているものとみなしますので、入札参加申請を経た上で入札書を送付することができます。 ただし、明石市競争入札等参加資格審査申請書における受任者（支社・支店等）で、本社・本店等に明石市税の納税義務がある場合は、受任者（支社、支店等）のほか、本社・本店等も開札日の前日までに明石市税を完納している必要があります。
7	入札参加要件で、「明石市税を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、うっかりして開札日の当日に完納しました。開札の結果、当社が一番札となりましたが開札結果が出る前に完納しているので、参加要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	入札参加要件を「明石市税を開札日前日までに完納していること」としているため、明石市税を開札日当日に完納した場合は、納付時刻が開札前か開札後かにかかわらず無効となります。
上 下 水 道 料 金 の 完 納（上下水道局発注案件のみ）		
8	公告文の入札参加要件に、「明石市水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、当社は「明石市水道局の水道料金」の納入義務がありません。この場合には入札に参加することができないのでしょうか。	納入義務がない場合も完納しているものとみなしますので、入札に参加することができます。
9	入札参加要件では、「明石市上下水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、うっかりして開札日の当日に完納しました。 開札の結果、当社が一番札となりましたが開札結果が出る前に完納しているので、参加要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	入札参加要件を「明石市上下水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること」としているため、水道料金を開札日当日に完納した場合は、納付時刻が開札前か開札後かにかかわらず無効となります。

所 在 地 区 分		
10	入札参加要件における市内業者等の所在地区分の考え方を教えてください。	入札参加要件における所在地区分は、以下のとおりです。 ①市内業者 ＝ 明石市内に本店を置き、かつ、その本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者 ②準市内業者 ＝ 明石市内に支店・営業所等を置き、かつ、その支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者 ③県内本支店業者 ＝ 兵庫県内に本店を置き、かつ、その本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者、又は兵庫県内に支店・営業所等を置き、かつその支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者 ④大阪本支店業者 ＝ 大阪府内に本店を置き、かつ、その本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者、又は大阪府内に支店・営業所等を置き、かつその支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者 ⑤その他業者 ＝ 明石市における入札参加資格者として登録されており、上記①から④のいずれにも該当しない者
仕 様 書		
11	仕様書を入手する方法を教えてください。	入札情報サービスの「入札公告詳細」画面の「添付文書」欄からダウンロードしてください。
納 入 実 績		
12	納入実績調書はどのようにして作成するのですか。	入札情報サービスの「入札公告詳細」画面の「添付文書」欄からダウンロードしたファイルの「納入実績調書」シートに、入札参加要件として求められている納入実績を満たす納入内容の詳細を記入してください。 また、この納入実績を証明する書類として、当該契約の契約書及び仕様書の写し又は発注機関が発行する納入実績証明書をPDF形式で添付してください。

入 札 書		
13	入札書はいつ送付することができますか。	資格通知により「資格有り」と判定されてから入札書提出期限までの間で送付することができます。必ず入札情報サービスに掲載される質問回答を確認してから送付してください。 なお、最終日の午後5時前はインターネット回線が込み合ってログインできない場合がありますので、余裕を持って入札書を送付するようにしてください。
14	当社のパソコンの時計ではまだ入札受付期間内であったのに、入札書が送付できませんでした。どうしてですか。	電子入札の時間の管理は全て電子入札システムサーバーが行っているため、入札書送付期間もそれによることとなります。 なお、入札書の送付にあたっては、余裕を持って行うようにしてください。
15	入札書を送付しました。添付書類に漏れがあったため送付を取り消したいのですがどうしたらよいですか。	入札書及び内訳書等の添付書類は、一旦送付すると取り消しや変更はできません。必ず送付前に誤り等がないか入念に確認してください。
辞 退 ・ 撤 回		
16	入札書等を送付後、内容に不備のあることが判明したので、辞退したいのですが可能ですか。	一度入札書等を送付すれば、落札者決定前であっても、撤回や入札の辞退はできません。また、落札者決定後の辞退は、指名停止等の措置の対象となります。
開 札		
17	入札参加の資格は無いのですが、開札を傍聴することはできますか。	開札を傍聴することはできます。担当職員の指示に従い、携帯電話等は電源を切るか、マナーモードとし、開札場所内での通話や私語は禁止します。
18	立会人になることはできますか。	電子方式案件については立会人を置きません。 なお、開札を傍聴することはできます

契約からの暴力団排除について		
19	契約締結までに暴力団排除に関する「誓約書」の提出が出来ない場合でも契約は締結できますか。	契約の締結はできません。 なお、契約締結までに暴力団排除に関する「誓約書」の提出が出来ない場合は指名停止措置（３か月）を行いますので十分に注意してください。
そ の 他		
20	パソコンが故障してしまい、入札書を送付することができません。どうすればよいでしょうか。	例外的に紙入札により参加できる場合がありますので、事前に財務室契約担当に連絡の上で紙入札参加承諾願を提出してください。
21	入札参加要件を全て満たす有効な最低価格入札者（落札候補者）が複数存在する場合はどうなりますか。	電子くじにより、落札者を決定します。

※本文書の内容及び関係法令等の不知を理由として入札に関する異議を申し立てることはできません。

令和７年４月１日現在